

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和元年 6月14日	
あて先 さいたま市長 殿	
提出者	
住 所 さいたま市北区吉野町1丁目403番地	
氏 名 大正製薬株式会社 大宮工場	
工場長 小山 雄二	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 048-663-1111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大正製薬株式会社 大宮工場
事業場の所在地	さいたま市北区吉野町1丁目403番地
計画期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	製造品出荷額：850億円
③ 従業員数	1,361人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1～2の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙3の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	排 出 量	1, 373 t	28 t
	(これまでに実施した取組) ・平成13年8月より引火性廃油混じりの廃液を処理する蒸留処理設備を設置し、排出量の抑制を図っている		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	排 出 量	1, 300 t	26 t
	(今後実施する予定の取組) ・排出量の抑制について、社内研修を実施する		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・原薬製造工程における特別管理産業廃棄物の種類および分別を徹底した
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状の分別を継続する

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	PCB廃棄
排出量	0.07 t	0.008 t

②計画

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	PCB 廃棄
排出量	0.006 t	—

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	453 t	t
(これまでに実施した取組) ・合成廃液の蒸留処理設備化を行っている			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	430 t	t
(今後実施する予定の取組) ・上記、蒸留処理設備の最適化運転を進める			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	全処理委託量	920 t	28 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	920 t	28 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・社内独自の処理業者選定基準を設け、処理業者を選定している		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	PCB廃棄
排出量	0.07 t	0.008 t
全処理委託量	0 t	0 t
優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
再生利用業者への 処理委託量	0.07 t	0.008 t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t

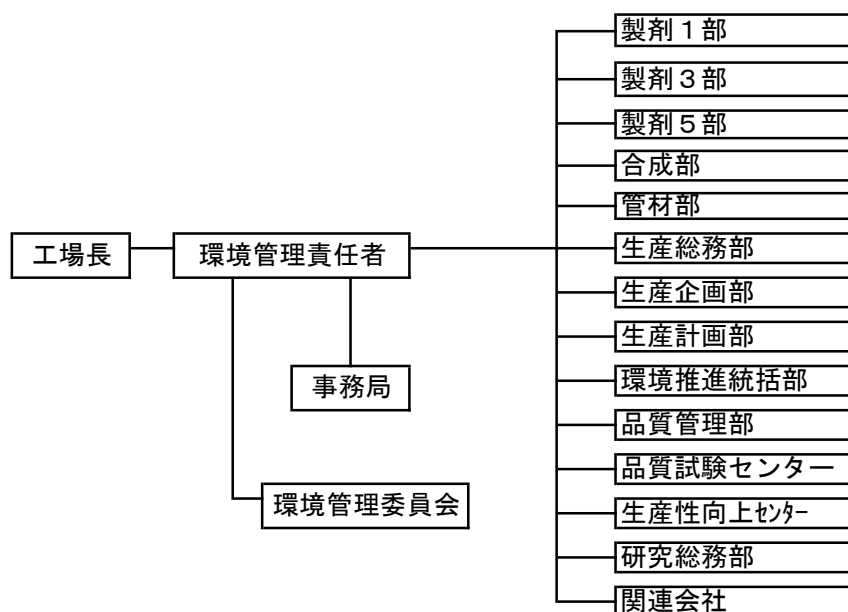
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	全処理委託量	870 t	26 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	870 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	PCB廃棄
	全処理委託量	0.06 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0.06 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・処分場の現地確認を定期的実施する ・可能な限り優良認定業者を選定する 			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(平成30年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1,401.07 t	
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・一部導入している電子マニフェストを特管および産廃についても令和元年度中に導入予定である 		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙3 管理体制図及び責任者と役割

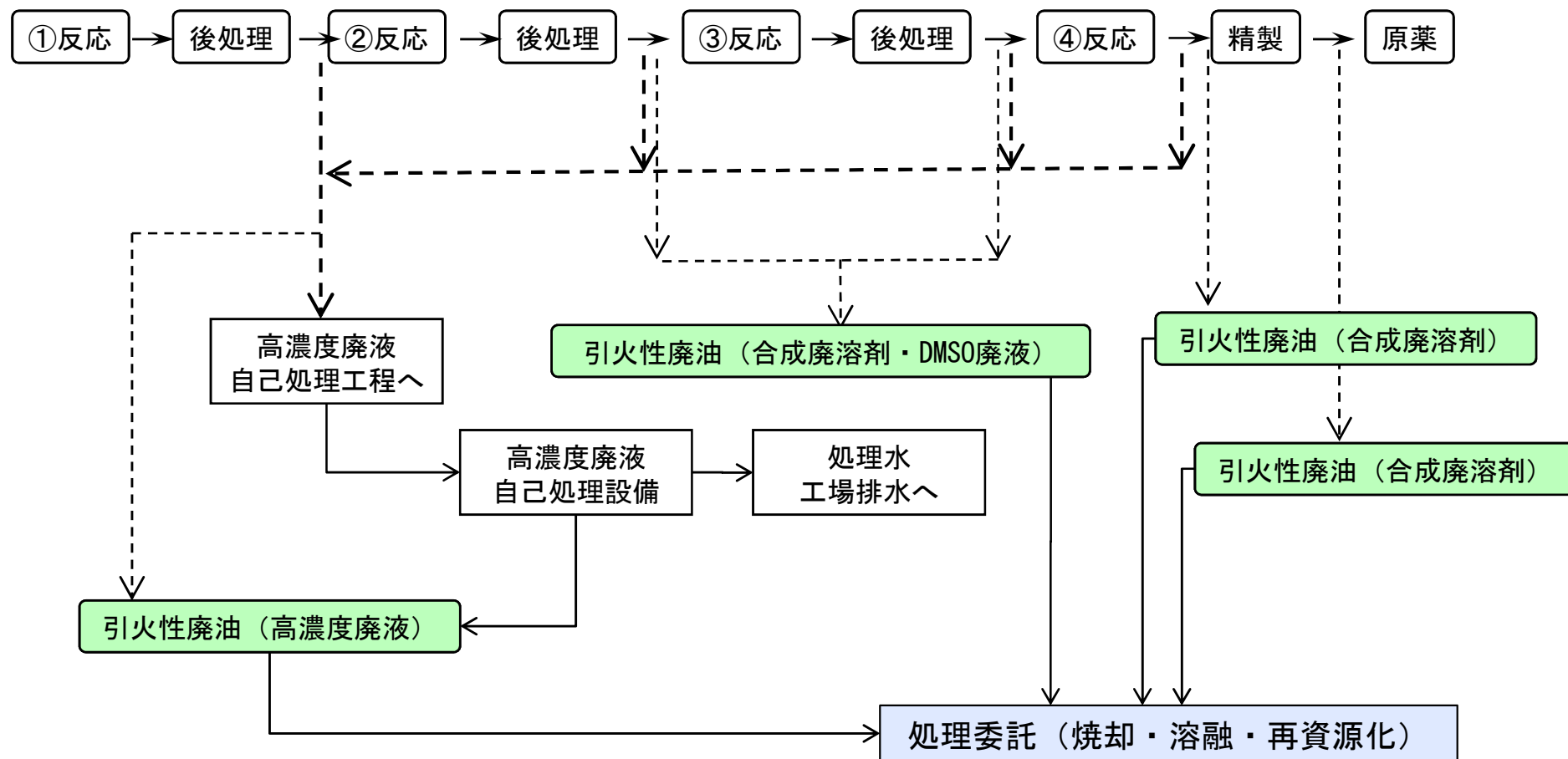
〔管理体制図〕 特管



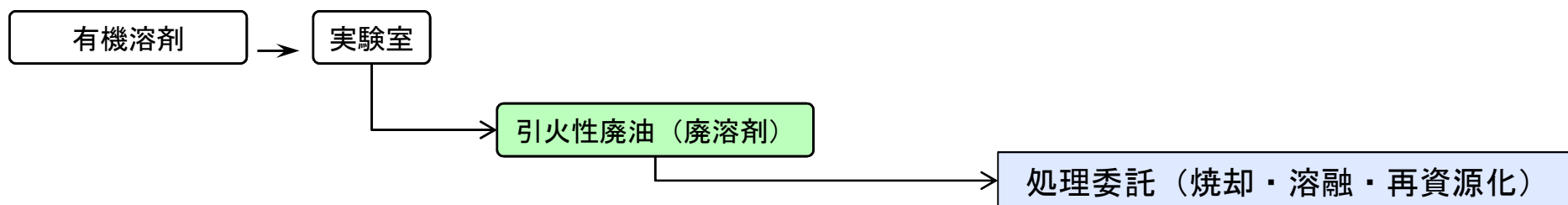
〔責任者と役割〕

役割	工場長	○廃棄物処理に関する各種事項の承認
	環境管理責任者	○廃棄物処理に関する各種事項の起案
	環境管理委員会	○廃棄物処理に関する各種事項の審査 ・ 委員長－環境管理責任者 ・ 委員－各部署の部署長 ・ 事務局－環境推進統括部
	環境推進統括部	○廃棄物処理計画書の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善案の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転及び維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○処理委託契約の締結 ○産業廃棄物、特別管理産業廃棄物管理票の交付及び管理 ○監督官庁への各種報告 ○その他関係する事項

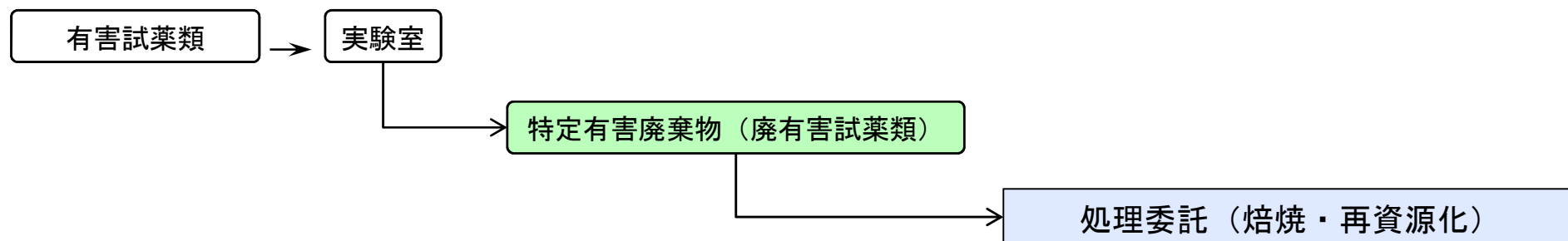
別紙1 特別管理産業廃棄物（引火性廃油）発生工程フロー（原薬製造）



特別管理産業廃棄物（引火性廃油）発生工程フロー（試験・研究）



別紙2 特別管理産業廃棄物（特定有害廃棄物）発生工程フロー（試験・研究）



特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）発生工程フロー（研究）

